

○津山圏域資源循環施設組合職員管理職手当支給規則

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例（平成 2 7 年津山圏域資源循環施設組合条例第 3 号）第 3 条の規定に基づき、管理職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 管理職手当の支給に関する事項については、津山市職員管理職手当支給規則（昭和 3 7 年津山市規則第 1 5 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。